

児童医療費助成について

お子さまが病気やケガで医療機関等を受診した際の医療費のうち「保険診療分の自己負担金」について助成をします。

●助成対象者

上三川町に住所のある、中学校3年生まで（16歳に達する日以降の最初の3月31日まで）の児童

●助成対象期間

出生日（または転入日）から中学校3年生まで（または転出日の前日まで）

●助成対象となる医療費

保険診療が適用された医療費の自己負担金 ※保険適用でない予防接種や証明料等、入院時の食事療養費、学校管理下で発生したケガ等で日本スポーツ振興センターの災害共済給付を受けられる医療費は対象外です。

※高額療養費や付加給付（保険組合により差異があります）に該当した場合、給付を受けた額を差し引いて助成します。



●登録手続きについて

お子さまが生まれたときや上三川町に転入されたとき等に受給資格証の交付を受けるには手続きが必要になりますので、登録申請をしてください。

【必要書類】

- ・児童の健康保険証
- ・印かん

●医療機関への適正な受診に、ご協力をお願いします。

○体の不調を感じたら早期に受診を

早期に受診することで皆さんの健康を守ることはもちろん、医療費を抑えることにもつながります。体のことで不安なことがあれば、医療機関に相談してみよう。

○休日や夜間の受診を見直してみよう

休日や夜間などの時間外に受診しようとする際には、平日の診療時間内に受診することができないか一度考えてみましょう。休日や夜間の急な病気やケガで、病院の診療を受けたほうがよいのか等判断に迷った場合は、「電話相談」も実施していますので、ぜひご利用ください。

・子どもと保護者も救急電話相談

【電話相談】 #800000 または #028(600)00099

【相談時間】

月曜～土曜日 午後6時～翌朝8時
日曜・祝休日 午前8時～翌朝8時(24時間)

●助成の流れ

- ・栃木県内の医療機関等を受診する場合（現物給付）
- ・受給資格証と児童の健康保険証を窓口で提示することで、保険診療分の自己負担金について窓口での支払いがなくなります。
- ・栃木県外の医療機関等を受診する場合や、受給資格証の提示をしなかった場合（償還払）

窓口にて保険診療分の自己負担金をお支払いください。その後、診療日の翌月1日から1年以内に子ども家庭課に申請をしてください（1年を経過すると、申請できません）。

【必要書類】

- ・児童医療費助成申請書
- ・医療機関等で発行した領収書：受診者名、医療機関名、受診日、保険点数、保険診療金額、負担割合、入院・外来の別の記載があり、領収印のあるもの。
- ・領収書がない場合、医療機関等による保険診療分の証明が必要です（助成申請書に記載欄があります）。
- ・受給資格証
- ・児童の健康保険証
- ・受給資格者名義の口座番号がわかるもの
- ・印かん

・大人(概ね15歳以上)も救急医療電話相談

【電話相談】 #71111 または #028(600)3344

月曜～金曜日 午後6時～午後10時
土曜、日曜・祝休日 午後4時～午後10時

【相談時間】

○かかりつけ医を持ちましょう

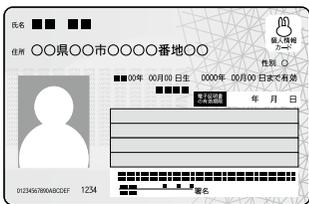
何かあったらすぐに受診や相談ができるかかりつけ医は、それまでの病歴や健康状態、体質等を把握しています。体調の変化など気になることがあったときに、すぐ相談できることで病気の早期発見につながります。

▼問い合わせ先 子育て家庭課 母子健康係 ☎9132



マイナンバーカード(個人番号カード)の休日交付と休日申請サポートのお知らせ

- ▶日時=3月29日(日)、4月26日(日)
午前8時30分から正午まで住民課にて実施いたします。(以降の日程については、広報等でお知らせします。)
- ▶実施内容=
 - ・マイナンバーカード(個人番号カード)の交付
 - ・マイナンバーカード(個人番号カード)の申請サポート
 必要なもの、詳細については下記までご連絡ください。



▶問い合わせ先=住民課 総合窓口係 ☎9125

※その他、別途書類が必要になる場合があります。 ※限度額適用認定証の「こー」高額の療養費及び付加給付の支給決定通知書等。

●助成金の支払い

毎月未までの受付分を、翌月末頃(最終営業日の前日)に受給資格者の口座に振り込みます。

※助成額の決定通知書等は発行していませんので通帳記帳にてご確認ください。

